

Vol.104 No.6
2014.1.23

農職組ニュース

茨城大学農学部
労働組合

組合員のみなさま、本当に寒い季節を迎えておりますがお元気でしょうか。

昨年12月4日には3地区合同の団体交渉を行い、その後農学部労働組合として学長あてに質問状を提出いたしました。今回は、賃金問題とパートタイム職員の雇用についての回答をピックアップしてお知らせいたします。



① 賃金問題（団体交渉希望項目として、文書での回答を得た）

質問：公務員給与臨時特例措置の2年間の時限立法にも続く7.8%賃下げについて、賃下げが解消されるスケジュールについて改めてご教示いただきたい。また、7.8%賃下げが解消されたのちにおいても地域手当8%が確保されることを確認したい。

回答：「公務員給与臨時特例措置の2年間の時限立法に基づく7.8%賃下げ」については、平成23年度に改正した規定に適用期間が設定されております。

（参考） 教職員賃金規程（抜粋）

附則 （平成24年4月から平成26年3月までの間（以下「特例期間」）という。）においては、・・・（略）・・・相当する額を減ずる。

* 労務課からは、時限立法については、時限が来れば自動的にこの規程は解消される。また、地域手当についても見直す予定はないとの回答を得ています。

② パートタイム職員の雇用問題

質問：今年度から契約期限が切れる年に、期間をあげずに公募を受けられることができるようになり一定の前進が認められたが、以下の点についても考慮していただきたい。

* 再応募ができるようになったが、あくまでも新しく受ける方と同じプロセスでの申し込み方法であった。プロセスの簡略化等の措置は設けられないか。

回答：公募であるため、公正性を保つ上でも他応募者との申し込み方法の差異を設けることはありません。なお、大学での勤務実績や業務経験は選考時の評価対象となります。

質問：大学側が、ハローワークへ公募情報を出すと同時に、再応募の対象者にもそのことを通知していただきたい。

回答：ガールーンに掲示できるように検討します。

質問：再雇用後の雇用期間のカウントについて、全任務と通しでカウントされるのか、もしくは、あくまでも今年からの施行なので、リセットされて今年からのカウントなのか、明確にしていきたい。

回答：改正労働契約法による雇用期間の算定は、平成25年4月1日以降の労働契約について算入されます。就業規則上の契約上限回数は、法律による雇用年数とは関係がありません。